

## 山陽小野田市の業務委託に係る入札について

令和6年4月1日改正

項目	算定基準	備考
測量業務	直接測量費の100% + 測量調査費の100% + 諸経費の48% 【上限】 予定価格(税抜) × 82% 【下限】 予定価格(税抜) × 60%	【端数調整】 算出された調査基準価格が
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の100% + 直接経費の100% + その他原価の90% + 一般管理費の48% 【上限】 予定価格(税抜) × 80% 【下限】 予定価格(税抜) × 60%	1,000万円以上の場合: 10万円未満を切上げる
地質調査業務	直接調査費の100% + 間接調査費の90% + 解析等調査業務費の80% + 諸経費の48% 【上限】 予定価格(税抜) × 85% 【下限】 予定価格(税抜) × (2/3)	100万円以上 1,000万円未満の場合: 1万円未満を切上げる
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の100% + 特別経費の100% + 技術料等経費の60% + 諸経費の60% 【上限】 予定価格(税抜) × 80% 【下限】 予定価格(税抜) × 60%	100万円未満の場合: 千円未満を切上げる
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の100% + 直接経費の100% + その他原価の90% + 一般管理費の45% 【上限】 予定価格(税抜) × 80% 【下限】 予定価格(税抜) × 60%	100万円未満の場合: 千円未満を切上げる

予定価格(税込)が1,000万円以上の調査・設計等業務委託の競争入札において、調査基準価格を設定します。  
**2以上の業務を併せて競争入札に付する場合は、それぞれの調査基準価格(端数調整後)を合算した額とします。**  
 低価格入札が生じた場合は、下記の項目について調査し適否を判断します。

項目	内容
当該価格により入札した理由	様式第2号に基づいて、手持業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること並びに手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託会社の協力等に照らして、入札した価格で業務が実施可能か。
入札価格の内訳書	調査対象者が提出した「入札価格の内訳書」について、次の調査で判断する。 ア 数量総括表に対応した内訳書となっていること。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書となっているか。 イ 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されており、違算がないか。
当該契約の履行体制	当該契約の履行体制(様式第3号)において、次の調査で判断する。 ア 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であるか。 イ 再委託予定の業務内容、金額、履行体制、理由は、妥当なものであるか。
手持ちの調査・設計等業務委託の状況	手持ちの調査・設計等業務委託の状況(様式第4号)において、配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないか。
配置予定技術者名簿	配置予定技術者名簿(様式第5号)において、契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格を有しているか。
手持機械等の状況	手持機械等の状況(様式第6号)により、記載された手持機械を保有していること及び当該機械を契約対象業務で使用する予定であること又はリースする予定であること。(測量業務及び地質調査業務に限る)
受注・履行した同種又は類似の業務実績	受注・履行した同種又は類似の業務実績(様式第7号)により、過去において受注・履行した同種 又は類似の業務の名称及び発注者を確認して判断する。 ア 過去において同種又は類似業務の受注・履行した実績があるか。 イ 記載された業務実績が実在するものであるか。 ウ 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資するか。
管理(主任)技術者の専任配置誓約書	管理(主任)技術者の専任配置誓約書(様式第8号)において、次の調査で判断する。 ア 配置予定技術者名簿(様式5)と齟齬がないこと。 イ 代表者名の記載があること。 ウ 管理(主任)技術者が他の業務の配置技術者となっていないこと。(発注者がTECRIS等により確認) エ <b>管理(主任)技術者は、入札公告日又は指名通知日において、調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。</b> ※管理(主任)技術者を専任で配置できない場合は、失格とします。
その他必要事項	その他確認すべき必要事項があれば確認して判断する。